別添　携帯型電子機器の使用に係る自主保安基準

|  |  |
| --- | --- |
| 定める必要がある施設 | 接客、施設や在庫の管理及び点検等の業務にタブレット端末等の携帯型電子機器を使用する給油取扱所 |

第１　総則

当所の給油空地等における携帯型電子機器の使用は、本編及び関係する対策によるほか、第２で定める「携帯型電子機器の取扱い基準」に基づき行うものとする。

第２　携帯型電子機器の取扱い基準

１　携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は「IEC 60950－1」、「JIS C 6950－1」、「IEC 62368－1」、「JIS C 62368－1」又は日本産業規格(JIS)C62368-1のうちいずれかの規格に適合したものを使用するものとする。

※仕様が規格に適合していることがわかる資料を添付

２　携帯型電子機器は、肩掛け紐付きカバー又はアームバンドにより落下防止の保護措置を講じるものとする。

３　携帯型電子機器は、当所内のみで使用し、従業員のみが管理するものとする。

４　火災等の災害発生時は、安全が確保されるまで携帯型電子機器を使用しないものとする。

５　危険物の取扱作業中の者が同時に携帯型電子機器の操作を行わないものとする。

６　所長は、１から５が遵守されるように管理するものとする。